

令和2年度第2回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和2年10月29日（木）

と ころ 萌え木ホールA会議室

小金井市市民部保険年金課

令和2年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和2年10月29日(木)

場 所 萌え木ホールA会議室

出席者 〈委 員〉

加 藤 由喜枝	貞 包 秀 浩	鈴 木 まゆみ
西 野 裕 仁	穂 坂 英 明	黒 米 哲 也
田 中 智 巳	遠 藤 百合子	田 頭 祐 子
た ゆ 久 貴	渡 辺 ふき子	

〈保険者〉

市民部長	西 田 剛
保険年金課長	田 嶋 隆 行
納税課長	吉 田 亮 二
国民健康保険係長	伊 藤 崇
国民健康保険係主査	千 葉 祐 生
国民健康保険係主任	飯 室 那央也
国民健康保険係主事	平 島 瞬
管理係主査	服 部 由 美
納税係主査	小 林 理 志

議 題

日程第1	令和2年度第1回国民健康保険運営協議会書面会議の追認について
日程第2	令和元年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について(報告)
日程第3	令和2年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について(報告)
日程第4	令和元年度保健事業の取り組みについて(報告)
日程第5	令和2年度小金井市国民健康保険運営協議会開催日程(案)
日程第6	その他

令和2年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会

令和2年10月29日

◎**遠藤会長** こんばんは。定刻になりました。欠席の方以外はおそろいですので、始めさせていただきます。令和2年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

市長が公務のため欠席とのこと。本日は、市民部長より御挨拶をお願いいたします。

それでは、市民部長、よろしくお願いいたします。

◎**西田市民部長** 皆様、こんばんは。市民部長の西田でございます。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から本市の国民健康保険事業に多大なる御尽力をいただくとともに、市政全般にわたり、御理解、御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本来であれば市長から挨拶すべきところでございますが、公務の都合により出席できないため、誠に申し訳ありませんが、代わって御挨拶を申し上げます。それでは、着座にて失礼させていただきます。

さて、国民健康保険制度は、その持続可能性を高めるため、平成30年4月に大幅な制度改革が行われ、平成30年、令和元年と新たな制度の下での、2回目の決算が行われております。

本市の国保における財政状況でございますが、歳入歳出差引額の収支は、平成30年度に引き続き黒字とはなりましたが、一般会計からの法定外繰入の額も、当該年度より増額となり、厳しい状況が続いているところでございます。

また、新型コロナウイルスの影響が様々なところで現れている昨今ですが、国民健康保険におきましても、傷病手当金の創設や特例減免の実施など、被保険者の皆様の負担軽減を図っているところでございます。先行きが不透明ではございますが、被保険者の皆様に寄り添った施策を進めているところでございます。

本日は、例年同様、国保特別会計の昨年度の決算と今年度の予算について報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症でございますが、本日の発表で、北海道、岡山、青森などで過去最高値の感染記録と報道されてございまして、また、拡大傾向にあるとの報道がされているところでございます。

こういったところから、長時間の会議は望ましくないと考えておりますので、私どものほうも簡潔かつ明瞭な説明を心がけますので、御理解よろしくお願いいたします。

本年度も、皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎遠藤会長 ありがとうございます。それでは、事務局職員の紹介をお願いします。

◎田嶋保険年金課長 それでは、今年度始まりまして、初めて顔を合わせて行います会議ですので、職員の紹介をさせていただきたいと思います。

ただいま御挨拶させていただきました市民部長の西田でございます。

◎西田市民部長 よろしく願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 納税課長の吉田でございます。

◎吉田納税課長 よろしく願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係長の伊藤でございます。

◎伊藤国民健康保険係長 よろしく願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係主査、千葉でございます。

◎千葉保険年金課主査 よろしく願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係主任、飯室でございます。

◎飯室国保係主任 よろしく願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 国民健康保険係主事、平島でございます。受付のほうにおります。失礼いたしました。

納税課管理係主査、服部でございます。

◎服部納税課主査 よろしく願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 納税係主査、小林でございます。

◎小林納税課主査 よろしく願いいたします。

◎田嶋保険年金課長 最後になりましたが、私、本年4月に保険年金課長を拝命いたしました田嶋でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について事務局から報告をお願いいたします。

◎伊藤国民健康保険係長 それでは、本会議の成立の可否について御報告いたします。現在、定数17名中11名の御出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨御報告いたします。

なお、瀬口委員、永並委員、宮下委員、吉田委員からは本日欠席する旨の御連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

以上です。

◎遠藤会長 ありがとうございます。それでは、本日の配付資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

◎伊藤国民健康保険係長 それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、1点目、「予算決算関係」でございます。1「令和元年度小金井市国民健康保険特別会計決算概要」、2「令和2年度小金井市国民健康保険特別会計予算概要」でございます。

また、参考に、令和元年度国民健康保険の決算関係の書類として、「令和元年度歳入歳出決算書」、「令和元年度主要な施策の成果に関する説明書」、「令和元年度事務報告書」もお配りさせていただいております。

2点目、「保健事業関係」でございます。

3点目、「運営協議会開催日程関係」でございます。

以上3点については、事前にご送付させていただいております。

次に、机の上に配付しております資料3点でございます。「本日の日程」、「委員名簿」、「国民健康保険必携」でございます。

以上でございますが、資料の不足の方はいらっしゃいますでしょうか。

以上です。

◎**遠藤会長** いらっしゃらないようですね。それでは、議事に入らせていただきますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り短時間、できれば1時間程度の集中審議にしたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましても御協力をお願いいたします。

それでは、まず、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第9条第2項の規定によりまして、会議録署名委員2名を指名したいと思います。加藤委員、貞包委員の2人を会議録署名委員として指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1「令和2年度第1回国民健康保険運営協議会書面会議の追認について」を議題といたします。前回、4月30日付の運営協議会につきましては、委員の皆様から、市長の諮問について、書面質疑を行い、賛成多数ではありましたが、一部、御意見を付記した答申を取りまとめさせていただいたところでございます。

令和2年度、初めて、皆様がそろって会議となりますので、改めまして確認をしたいと思います。ここで、特に御発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎**遠藤会長** それでは、承認ということで確認させていただきました。

続きまして、日程第2「令和元年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について」及び日程第3「令和2年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」につきましては、予算決算ということで関連がございますので、一括で議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**遠藤会長** 御異議がないようですので、日程第2及び日程第3は一括として議題といたします。

事務局の報告を求めます。

◎**田嶋保険年金課長** 保険年金課長です。それでは、日程第2「令和元年度小金井市国民健康

保険特別会計決算の概要について」及び日程第3「令和2年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」の御報告をさせていただきます。

まず、日程第2「国民健康保険の決算の概要」について御説明させていただきます。会議時間短縮のため、例年よりも簡素な説明となりますので、御了承いただければと思います。

本決算は、平成30年度から開始された都道府県単位化と言われる、国保制度改革の制度下での2回目の決算です。決算予算関係の資料、1ページ目を御覧ください。表側になります。

令和元年度決算、本市の状況ですが、令和元年度末の被保険者数は2万2,673人で、これを前年度末と比較すると、504人の減となりました。内訳は、一般被保険者が470人の減、退職被保険者は34人の減で減少が続いております。

また、退職被保険者の制度は、平成20年4月の法改正で原則廃止となっております。予算上は経過措置としてまだ残りますが、対象者は令和2年よりいなくなります。

総額につきまして、歳入は102億348万5,000円で、予算に対し1億1,408万6,000円の減、歳出は101億5,943万2,000円で、予算に対し1億5,813万9,000円の減となり、歳入歳出差引額は4,405万3,000円でございます。制度改革前から税率改定や歳入確保に努めてきたこともあり、実質収支は平成30年度に引き続き黒字となりました。しかしながら、その他一般会計繰入金4億5,700万円を含めてのものであり、これを差し引くと、4億1,294万7,000円の赤字となります。

また、その他一般会計繰入の決算額は前年度から増加しており、国保財政は引き続き厳しい状況にあります。

続きまして、歳入の主な項目について御説明します。

国民健康保険税です。款1国民健康保険税につきましては、予算額24億2,025万7,000円に対し、決算額24億3,643万2,000円と、1,617万5,000円の増となっております。

現年賦課分につきましては、調定額、収入率ともに決算額が予算額を上回りました。

滞納繰越分につきましては、収入率が予算額よりも決算額が下回っております。

現年度賦課分、滞納繰越分の合計の収納率は91.7%となり、前年度決算値と比べ0.1ポイントの増となりました。

順番が前後いたしますが、収納関係の歳入といたしまして、款7諸収入、1、延滞金・加算金及び過料のうちの延滞金です。こちらも国保税の収入率の向上に伴い、予算額2,515万円に対し、決算額2,641万5,000円と、126万5,000円の増となっております。

お戻りいただきまして款3の都支出金でございます。予算額65億436万2,000円に対し、決算額65億9,674万1,000円と、9,237万9,000円の増となっております。主な原因は、国民健康保険事業都費補助金及び都繰入金2号分が増となったものの、普通交付金が減となっていることによります。

1つ飛びまして款5繰入金でございます。予算額12億6,068万4,000円に対し、決

算額10億2,655万1,000円と、2億3,413万3,000円の減となっております。主なものは、その他一般会計繰入金が1億9,800万の減となっております。また、基金繰入金は未執行でした。

次に、款6繰越金は、平成30年度決算の実質収支の黒字分、9,604万4,000円を繰り越したものです。

歳入の説明につきましては、以上です。

続きまして、歳出です。

款2保険給付費でございます。予算額63億3,753万9,000円に対し、決算額62億8,184万3,000円、不用額5,569万6,000円、執行率99.1%、前年度決算額に対して0.6%の増となっております。被保険者の減少傾向は続いています。給付費は、全体でも一人当たりの給付費でも微増しております。

国民健康保険事業費納付金、款3になります。端数の関係で不用額が若干生じておりますが、金額は前年度に示されているものであるため、執行率はおおむね100%となっております。

保健事業費、予算額1億4,193万4,000円に対し、決算額1億756万3,000円、不用額3,437万1,000円、執行率75.8%、前年度決算額に対し、2.1%の減となっております。

特定健康診査等事業費は、特定健診、保健指導ともに前年度に比べて利用者数が減少しております。

また、データヘルス事業につきましても、糖尿病性腎症重症化予防事業は、前年度に比べて利用者数が減少しております。

保健事業の実績等は、後ほど、日程4「令和元年度保健事業の取組について」で説明させていただきます。

次に、款5基金積立金です。先ほど歳入の6、繰越金で、前年度から繰り越した金額から、国や都の支出の返還金を考慮し、補正予算に計上し、基金元金へ積立てを行いました。

款7以降は省略させていただきます。

続きまして、日程第3「令和2年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要」について説明させていただきます。裏をめくっていただきまして、令和2年度小金井市国民健康保険特別会計予算を御覧ください。

総額ですが、令和2年度国民健康保険特別会計の当初予算は99億1,226万8,000円、前年度に対し2億2,547万1,000円、2.2%の減となっております。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

款1国民健康保険税です。前年度当初予算に対し1,380万1,000円、0.6%の減となっております。令和2年度の本市の保険税等に関しましては、昨年度本運営協議会にて諮問、答申いたしました内容のとおり、大きく3点の変更を行いました。保険税率の改定、税制改正による賦課限度額の引上げ、法定軽減の判定基準の改定です。

1点目は、保険税率の改定です。医療分の所得割を0.2%引上げとする内容を見込んでいます。2点目は、課税限度額についての改定です。税制改正大綱に示されている、改正後の上限額とし、医療分を61万円から63万円へ、介護分を16万円から17万円へ引き上げる内容を見込んでいます。3点目、税制改正大綱に示されている法定軽減の判定基準の改正です。法定の保険税軽減の5割軽減、2割軽減について、軽減判定基準を見直し、5割減額の所得基準が、世帯の被保険者数一人当たり5,000円引上げ、2割減額は一人当たり1万円引上げといたしました。このことにより、軽減の対象となる世帯が拡大されております。収入率におきましては、保険税全体で収入率92.24%、前年度対比1.28ポイント増と見込み、税収の確保を図っております。改定により保険税の調定額への影響は約3,900万円の増と試算していますが、被保険者数が減少すると見込まれることから、前年度当初予算比では若干の減額となっております。

1つ飛びまして、款3国庫支出金は皆増となりました。社会保障・税番号システム整備費補助金が326万7,000円となっており、オンライン資格確認に係るシステム改修等に対する補助金です。

次に、款4都支出金です。1億6,094万8,000円、2.5%の減となっております。都補助金として国民健康保険事業都費補助金、保険給付費等交付金として普通交付金、保険者努力支援分等の特別交付金が交付されることとなります。

1つ飛びまして、款6繰入金です。項1他会計繰入金、一般会計繰入金は5,617万6,000円、4.6%の減となっております。節4のその他一般会計繰入金は、いわゆる赤字補填で、本市の国民健康保険財政健全化計画に沿って、前年度当初予算額から5,000万円減とし、6億500万円の計上としています。また、項2基金繰入金です。基金の取崩しは給付金の支払いに不足が生じた場合などに充てるもので、前年同額の2,000万円の計上となっております。歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出を御覧ください。

款1総務費です。今年度は隔年行われる被保険者証の更新に係る費用がないことなどから、730万1,000円、3.9%の減となっております。

次に、款2保険給付費です。前年度当初予算に対し1億7,003万円、2.7%の減となっております。一人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数が減少していることから、全体で保険給付費の減少を見込んでいます。

次に、款3国民健康保険事業費納付金です。制度改革により、東京都が当該年度の保険給付費等に係る費用を全て区市町村に交付するための財源として、必要な額を見込み、区市町村ごとに定めた納付金です。前年度当初予算比で6,619万3,000円、1.9%の減です。

次に、款4保健事業費です。特定健診や特定保健指導、データヘルス事業などの経費が計上されています。項1特定健康診査等事業費では、被保険者の減見込みに伴う対象者数の減が見込まれることから減となっております。項2保健事業費では、既存の事業実施に合わせ、健幸チ

チャレンジ事業等の実施により、増額となっています。

2つ飛びまして、款7諸支出金です。保険税等の還付金や交付金の返還金などで、前年同額の計上となっています。

最後に、款8予備費です。不測の事態に備えるものとし、歳入歳出差引額の調整のため一定額を計上しています。

以上、雑駁ではございますが、令和元年度決算及び令和2年度予算の説明とさせていただきます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。事務局の報告が終わりました。

これから質疑に入りますが、発言される前には、挙手をしていただき、指名を受けた後に発言していただくようお願いいたします。何か御質問がございますでしょうか。たゆさん。

◎たゆ委員 たゆです。コロナウイルスの対策で長時間の会議はということなので、私も協力したいと思ひまして、質問ではなく、意見だけ申し上げたいんですけど、よろしいでしょうか。

あと、今回、値上げが示されているわけじゃないですし、令和元年度の決算と2年度の予算を一応、議会でも、当初予算で質問させてもらっているんで、この場では意見だけ申し上げたいと思います。

令和元年度の決算が出まして、小金井市の一人当たりの国民健康保険税額が、引き続き三多摩26市で1番となっております。議会を出していただいた資料なんですけれども、小金井市は一人当たり10万5,705円で1位です。2位が立川の10万3,042円となって、1位なんです。26位、一番少ないところでは、福生市で7万6,750円です。約3万円弱、一人当たりの負担の差が出ていると、これだけ小金井はすごく負担が大きい状況です。

その一方で、各自治体が保険料軽減のために行う法定外繰入については、小金井市は三多摩26市で下から4番目の22位です。一人当たり1万9,750円のお金を繰り入れていることになるんですけれども、これが1位のところでは、府中市で一人当たり4万5,637円と、つまり、一人当たりの保険税を抑えるための補助が2万5,000円ほど、小金井市は、一番やっていると比べて行っていないと。ですから、繰り入れが少ないことが、やっぱり小金井市の保険税が、一番高くなっています。私の独自調べだと平成26年からずっと1位のはずです、と思っております。さらに、令和2年度、今、令和2年度ですけれども、3,900万円。全体で、市民負担増という状況で、一人当たりになると、その予算のときの説明では、1,746円の値上げ、ケース別で見ると、総所得が250万円の世帯では4,300円、総所得500万円の世帯では9,400円の値上げになるということですので、これが本当に市民生活に大きな影響を与えています。保険税が払えなくて滞納している方についても、平成30年が1,385件、令和1年度も1,396件いらっしゃいます。その中で、さらに差押えをされてしまっている方は平成30年は451件で、令和1年度は407件ということで、これだけ払うのが大変な方がいる中で、小金井市が、負担軽減のための繰り入れも他市と比べて全然やっていない状況で、本当にさらなる値上げというのは、さらに市民生活を追い詰めるし、理解

を得られないものだと申し上げたいと思います。

国保財政健全化計画、小金井市もつくっていますけれども、その繰入れを毎年5,000万円減らして、12年間で6億円、6年間で3億円という減らす計画なんですけれども、これは撤回して、むしろ繰入れを増やして保険料の負担軽減を行うべきだと私は申し上げたいと思います。令和元年度の決算を見ても、実質収支が4,400万円の黒字ですし、繰入の金額も、予算と比べて決算は約2億円ほど使っていないということになっているんです。なので、変わらずにやっていけば、値上げの必要はなかったということも明らかであります。

一般会計からの繰入については、国は自治体の判断でできると述べて、禁止はしていないわけですから、国や東京都が、繰り入れ減らせと圧力をかけてきても、それに屈して言いなりになって削減するんじゃなくて、市として主体的に頑張っていたきたいと、頑張るべきだと申し上げたいと思います。

そういった中で、多子世帯の均等割の軽減、今だと6市がやっていたと思うんです、令和元年度。令和元年度でやめちゃったところもあるかもしれないんですけど、武蔵野、昭島、東大和、清瀬、武蔵村山、あきる野市なんかは、均等割の多子世帯の軽減をやっています。

ですから、こういった取組を進めていくべきだというふうに申し上げたいと思います。高過ぎる保険料、保険税の負担軽減をすることは、市民の健康とか医療を受ける権利を守ることでありまして、国保財政を維持できても、市民生活が維持できなければ意味がないですし、本末転倒でありますので、市が責任を持って、自覚的にやっていただきたいと思います。

今述べてきたことは、前回の値上げの回でも同じことを申し上げさせてもらって、同じことをもう一回意見で申し上げさせていただきました。意見は以上です。

コロナの対策については、その他で質問すればいいですか。

◎遠藤会長 どうですか。コロナのことについては、その他で。

◎田嶋保険年金課長 今年度の予算に関することであれば、ここで御質問いただいても。

◎たゆ委員 今でいいですか。じゃあ、ちょっと、そこについて状況を伺いたくて質問があるんですけど、よろしいでしょうか。

◎遠藤会長 どうぞ。

◎たゆ委員 新型コロナの国保税の減免と、傷病手当の申請の状況を、今数字があれば、ざっと現段階のものをおっしゃっていただきたい。これ、やり取りって、別に、3回とかないですよ。

◎遠藤会長 大丈夫です。

◎たゆ委員 ちょっとそこを、今教えていただけますか。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。コロナの関係の傷病手当と減免の件数なんですけど、傷病手当につきましては、現在申請を受け付けたものについては、1件となっております。減免につきましては、約400件いただいているところでございます。

以上です。

◎遠藤会長 たゆさん。

◎たゆ委員 ありがとうございます。私の周りの方に、国保税の減免制度があるよと言っても、知らなかったという方も結構いらっしゃいまして、税額通知のときに一緒に配布したと、チラシを配布してお知らせしたということで、努力されていると思うんですけど、周知の工夫を引き続き、お願いしたいと思います。事業収入が3割減って、保険税が、その割合とかによって、減る割合はそれぞれなんですけど、結構多く広くの人に受けられる減免制度かなと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それと、制度のさらなる延長を、これ国が補助を、市が出したその減免分を国が出してくれるということで、国が率先してやり出した制度だと思うんですが、たしか12月、傷病手当は12月末までだったと思うんです。コロナの減免も、取りあえず令和2年度末までのものだけだったと思うので、これが、コロナの影響は令和3年度以降も、私は続くと思いますので、国や東京都なんかには制度のさらなる延長を、市としても必要だというふうに求めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎田嶋保険年金課長 減免と傷病手当の制度の延長についてです。傷病手当につきましては、もともと終わりの時期がはっきりしないということでしたので、条例上も、9月30日以降で規則で定める日という形でさせていただいております。終わりについては、国から通知が来た段階で終わりということを考えております。もともと9月30日が最短ということだったんですが、それについては、国から通知が来て、今のところ12月末ということになっておりますが、今後については、まだ、通知が来てないところです。通知が来ましたら、その間については延長することを考えております。

減免につきましてはですが、こちらについては、財源等もございますので、なかなかちょっと市の単独で続けていくのは難しいと考えておりますが、もちろん被保険者の皆様の軽減、負担軽減につながることはやりたいと考えておりますので、課長会や市長会等を通じまして、都や国に要望はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎遠藤会長 たゆさん。

◎たゆ委員 ありがとうございます。それともう1個お願いがありまして、国保税の減免のところなんですけれども、その運用についてなんですけど、その3割の、減収の見込みでもたしか申請ができるはずだと思うんですが、見込みで減収の申請を行った後に、結果として3割減少しなかった場合に、全国の自治体の中で、返還を求めているような自治体が現れているんですって、私も事例で聞いて。ただ、国については、見込みで、結果として3割減少にならなくても、財政支援を行っていくものだというふうに言っていますので、6月16日の参議院厚生労働委員会でそのような答弁もありますし、たしかそういった通知も市に行っているのではないかと思いますので、ここを徹底してやっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。コロナの減免の見込みについてですが、国から、追

跡は求めないというふうに通達が来ておりますので、私どももそのように運用したいと考えております。

以上でございます。

◎遠藤会長 いいですか。

◎たゆ委員 以上です。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。加藤さん。

◎加藤委員 加藤です。1つだけ、市民の声として聞いていただければと思うんですけど、職員の方たちに。友人の子供なんですけど、30代で、小金井市で商売をしています。自営業です。で、住まいを、小金井に住みたいんですけども、事務所だけを小金井に借りてやっていると。なぜ、小金井に住まないのかと聞いたならば、保険料が高いからだということを聞いています。自営業ですので、コロナ禍で非常にお客さんが減って大変で、ますます小金井に、住みたいのに住めない。仕事と住まいが一緒だと非常に商売もやりやすいけれども、小金井は高過ぎるという声を聞いておりますので、私自身も非常に高いと思っております。市の税金の使い道、やっぱり今、コロナ禍の後、本当に命を守る国民健康保険になりますので、一般会計なりから、きちんと手当てをしていただいて、前回も、都からは、このように減らしてくださいという指針を聞いていますけれども、それはそれで、実際に一般会計から手当てしている市もありますので、小金井もその方向にお金を使っただけだと思えます。

以上です。

◎遠藤会長 意見でよろしいですか。

◎加藤委員 意見です。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

◎加藤委員 意見というか、お願いします。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。他に質問等がなければ、これで、この議題を終了したいと思えます。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 次に、日程第4「令和元年度保健事業の取り組みについて」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

◎伊藤国民健康保険係長 それでは、日程第4「令和元年度保健事業の取り組みについて」の御報告をさせていただきます。

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の実施期間は、平成30年度から令和5年度までの6か年計画となっております。令和元年度は、その2年度目に当たります。これから令和元年度の実施状況について、実績値や目標達成状況等を報告させていただきますが、委員の皆様から御意見を伺い、被保険者の健康増進と疾病予防のために改善していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料の1ページを御覧ください。糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組みについ

てでございます。

まず、初めに（１）ストラクチャー・プロセス評価でございます。当該事業の実施体制や実施方法、内容等について記載しております。

実施内容を御覧ください。この事業の目的は、前年度の特定健診等の結果を基に、慢性腎不全に移行するリスクが高い被保険者を対象に、重症化を阻止・遅延させるための保健指導を実施し、健康維持増進及び医療費の増加抑制を図ることを目的としております。

次に、資料の２ページを御覧ください。（２）アウトプット評価でございます。当該事業の結果、実績について記載しております。令和元年度については、前年度の特定健診等の結果から、対象者を１１９人抽出し、その方に対し勧奨通知を送付したところ、１２人から応募いただき、最終的には１０人の方に継続利用していただきました。利用率は１０．１％、継続率は８３．３％でございました。第２期データヘルス計画の目標値は３０人となっておりますので、達成状況は未達成ということでございます。

次に、（３）アウトカム評価でございます。当該事業を実施したことによる成果を記載しております。令和元年度については、現時点で、人工透析移行者数及び達成状況は未確定でございます。

最後に、（４）評価でございます。本事業については、長期間の取組により成果があったかどうか分かる事業であるため、なかなか単年度で判断できないところがありますが、指導終了時にアンケートを実施したところ、生活改善について、今後の継続を意識しており、参加者全員が、満足できた、まあまあ満足できたと回答しているところです。

また、平成３０年度の本事業に参加した１６名のうち、１名は資格喪失により対象外となりましたが、１５名中７名については、数値改善したことにより、令和元年度の本事業のプログラムでは対象外となっておりますので、事業として成果が出ているものと考えております。

課題としては、やはり実施対象者数が目標値を大きく下回る状況が続いていることです。平成３０年度から対象者の選定方法について、レセプトを活用した方法に見直し、また、対象者の範囲についても、疾病のリスクが中程度以下の方でも、保健事業が有効と考えられるため、平成３０年度から対象者の範囲を広げたところではございますが、まだまだ目標には届かず、さらに改善しなければならないと考えております。

参加者募集の手段として、電話による利用勧奨を実施したところですが、その際の参加理由として、通院しているからといったものが多く見られましたが、合併症予防のためには、通院、服薬だけではなく、食事、運動、規則正しい生活習慣が重要となりますので、関係機関と協力して事業内容等について広く周知していきたいと考えております。

資料の３ページを御覧ください。ジェネリック医薬品差額通知事業の取り組みについてでございます。

まず、初めに（１）ストラクチャー・プロセス評価でございます。

実施内容を御覧ください。この事業の目的は、先発医薬品から安価な後発医薬品の利用を促

進し、被保険者の負担軽減及び医療費の適正化を図ることを目的にしております。

次に、(2)アウトプット評価でございます。この事業は、毎月1回送付しており、令和元年度については、7,654通送付したところでございます。

資料の4ページを御覧ください。(3)アウトカム評価でございます。令和元年度については、令和2年3月診療時点での後発医薬品普及率は69.63%で、先発医薬品から後発医薬品に変更したことによる削減効果額(累計)は8,718万7,533円でございます。

最後に、(4)評価でございます。本事業については、事業を開始してから、普及率は徐々に増加しており、医療費適正化が図られていると考えており、最新の普及率では、令和2年6月診療時点で71.31%になってございます。ただし、後発医薬品普及率については、国の目標が2020年9月までに80%と定められているため、被保険者に差額通知を送付するのみならず、さらなる利用促進策を検討する必要があると考えております。

資料の5ページを御覧ください。医療機関受診勧奨通知事業の取り組みについてでございます。

まず、初めに(1)ストラクチャー・プロセス評価でございます。

実施内容を御覧ください。この事業の目的は、前年度の特定健診等の結果に異常値があるにもかかわらず、医療機関に受診していない被保険者を対象に、受診勧奨通知を送付し、適切な検査、治療を促し、重症化予防を図ることを目的としております。

次に、(2)アウトプット評価でございます。この事業は、年1回受診勧奨通知を送付しており、令和元年度は198人に送付したところでございます。

資料の6ページを御覧ください。

(3)アウトカム評価でございます。令和元年度については、受診勧奨通知198人の方に送付し、そのうち38人の方が医療機関に受診したことを確認し、受診率は19.2%でございます。目標値は60%ですので、目標未達成ということでございます。

最後に、(4)評価でございます。平成29年度以降、様々な工夫をして勧奨通知を送付し、受診率については、若干ではありますが、改善してきているところです。この事業は、現状、受診勧奨を通知し、対象者の受診の有無を確認するのみで終了してしまっているため、今後はさらなる受診率の向上及び重症化予防のために、通知後の未受診者への介入について検討する必要があると考えております。

資料の7ページを御覧ください。生活習慣病治療中断者受診勧奨通知事業の取り組みについてでございます。

まず、初めに(1)ストラクチャー・プロセス評価でございます。

実施内容を御覧ください。この事業の目的は、生活習慣病発症後、定期的な診療が必要にもかかわらず、自己の判断により中断してしまうケースがあるため、医療機関に受診していない被保険者を対象に受診勧奨通知を送付し、適切な検査、治療を促し、重症化予防を図ることを目的としております。

次に、(2)アウトプット評価でございます。この事業は、年1回受診勧奨通知を送付しており、令和元年度については、56人に送付したところでございます。

資料の8ページを御覧ください。

(3)アウトカム評価でございます。令和元年度については、受診勧奨通知を56人の方に送付し、そのうち21名の方が医療機関に受診したことを確認しました。受診率については、37.5%でございます。目標は60%ですので、目標未達成ということでございます。

最後に、(4)評価でございます。生活習慣病を治療せずに放置すると、将来、深刻な事態を招く可能性がある旨、記載した通知を送付したところでございますが、なかなか行動変容につながらず、受診率が目標には届かない状況が続いております。この事業についても、先ほど、医療機関受診勧奨通知事業同様、通知後の未受診者への介入について検討する必要があると考えております。

資料の9ページを御覧ください。特定健診・特定保健指導の取り組みについてでございます。

まず、初めに(1)ストラクチャー・プロセス評価でございます。

実施内容を御覧ください。この事業の目的は、生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行するため、自らの健康状態を把握して生活習慣を振り返る絶好の機会として、年1回特定健診を実施しております。また、特定健診の結果から、生活習慣病のリスクがある方に対して、早い段階から予防するため、必要な保健指導を実施し、健康増進を図ることを目的としております。

資料の10ページを御覧ください。

(2)アウトプット評価でございます。こちらに記載している数値は、最終的な実績値である法定報告の数値を記載しております。法定報告については、毎年度、11月以降に確定するため、令和元年度の数値は、まだ記載しておりません。未確定でございます。

初めに、特定健診でございます。特定健診の受診率は、毎年度53%から55%を推移しており、大きな変動はなく、一定の水準を保っている状況でございます。

次に、特定保健指導でございます。特定保健指導の実施率は、11%から25%で推移しており、年度ごとに変動がある状況ですが、ここ数年は目標を大きく下回る状況です。令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2月中旬以降の特定保健指導を延期したことで、実施率に影響が出るものと考えております。

資料の11ページを御覧ください。

(3)健診未受診者受診勧奨通知でございます。特定健診については、若年層の受診率が低いことから、いかにして若年層に受診してもらい、全体の受診率を向上させるかが課題となっておりました。そのため、若年層に対して興味を引くような受診勧奨に見直しする必要があると考えており、平成30年度から40代の被保険者に対して健康状態を分かりやすく可視化することで、受診してもらおうと考えましたが、結果として、令和元年度についても想定したほど効果が上がりませんでした。

最後に、(4) 評価でございます。特定健診については、目標未達成でございますが、都内では高い水準となっております。さらなる受診率向上策として、令和2年度からは「健幸チャレンジ事業」を開始し、特定健診を受診した方には、インセンティブを付与することで、受診率向上を図ったところです。

特定保健指導については、実施率は目標を大きく下回る状況であるため、未受診者への個別勧奨を引き続き実施しつつ、令和元年度については、血管年齢の測定や健康教室などを同時に開催するなど、利用特典を設けることにより、利用者の増加を図ったところです。今後は、オンライン面談を導入するなどして、参加しやすい環境整備を検討しなければと考えております。

最後に、第2期データヘルス計画の中間評価見直しについてです。第2期データヘルス計画は、冒頭申し上げたとおり、平成30年度から6か年計画になっており、令和2年度は中間評価の時期になります。後半3年間に向けて、評価、見直しを行うこととなり、今年度中に中間評価を実施いたしますので、後日、運営協議会にて報告させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

◎**遠藤会長** ありがとうございます。事務局の報告が終わりました。何か御質問がございましたらお願いします。

御質問がございませんので、この議題については、終了いたします。

次に、日程第5「令和2年度小金井市国民健康保険運営協議会開催日程(案)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◎**田嶋保険年金課長** 保険年金課長です。それでは、日程第5「令和2年度小金井市国民健康保険運営協議会開催日程(案)」につきまして、御説明をさせていただきます。資料を御覧ください。

本運営協議会は、市長からの諮問や報告事項がある際に開催をしております。通常ですと、10月に予算決算等の報告、12月に税率の改定についての諮問、1月に税制改正による賦課限度額の改定についての諮問を行っております。来年度の税率改定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、例年以上に慎重に検討しなければならないものと考えております。東京都から11月上旬に示されます、納付金・標準保険料の仮係数を踏まえて、改定の是非を検討いたしたいと考えております。

次回の開催につきましては、この検討結果を踏まえて開催したいと考えてございます。次回12月3日の木曜日の開催予定ということでアンケートを取らせていただきましたが、会議に必要な定足数を満たす見込みですので、この日を開催予定日とさせていただきたいと考えております。ただし諮問事項、報告事項ともない場合は、開催しないこともございますので、御承知いただければと思います。

また、賦課限度額の改定につきましては、厚生労働省は改定を行いたいと要望しているようですが、詳細は示されておられません。こちらにつきましても、1月以降、必要に応じて諮問さ

せていただきたいと考えております。

説明は以上です。

◎遠藤会長 事務局の説明が終わりました。何か御質問ございますでしょうか。

御質問がございませんので、これでこの議題を終了といたします。

次に、日程第6「その他」に入りますが、事務局から何かございますでしょうか。

◎田嶋保険年金課長 保険年金課長です。事務局から1点だけ御報告させていただきます。

国民健康保険税の関係についてでございます。一昨年前の平成30年度税制改正において、令和3年度から基礎控除を10万円引き上げることとされておりましたが、これに伴い、所得情報を活用している社会保障制度において、意図せざる影響や不利益が生じないように、本年9月4日付に国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。このことに伴いまして、本市国民健康保険税条例も規定の整備をする必要がございますので、適切な時期に条例の改正を市議会にお諮りしたいものと考えております。

本件につきましては、法令の改正に伴うものでございますので、本運営協議会に諮問をするものではございませんが、国民健康保険税に関するものでございますので、御報告をさせていただきました。

以上でございます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに、皆さんから何かございましたら受けたいと思います。

では、ございませんので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたしたいと思っております。議事の運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。お疲れさまでした。

18時52分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和2年10月29日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 加藤 由喜枝

署名委員 貞包 秀浩